

ごぞんじですか、安全衛生推進者

良い職場を作るには安全衛生を意識することが大事です。法律では事業場の種類と規模によってそれぞれ安全管理体制が決められています。従業員が50名以上の事業場では安全管理者、衛生管理者を選任することになっています。さらに、100名以上の事業場では、統括安全衛生管理者を選任し、安全管理者、衛生管理者を指揮するようになっています。

従業員が50名未満の小機部事業場では安全衛生推進者（業種によっては衛生推進者）を選任するようになっています。尚、10名未満の事業場では事業者がこの役目を担うことになっています。安全衛生推進者の職務は

- 1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5) その他労働災害を防止するために必要な業務

と、なっています。選任にあたっては、専門の従業員を雇うのではなく、その他の業務との兼任でかまいません。また、担当者が決まったら、事業場内の見やすい個所に安全衛生推進者の氏名を提示するようになっています。

安全衛生推進者の資格要件はいくつかあり、例えば高校卒業以上の学歴があり、実務を3年以上経験した場合などがあります。その他には、講習会の受講が一般的です。各地域に労働基準協会があり、そこで、開催されています。ちなみに三鷹労働基準協会の電話番号は0422-43-1918です。一度、問い合わせをしてみたいはかがですか？

安全衛生推進者講習会

1. 日時：9月13日（火）～14日（水）
2. 会場：青梅商工会議所
3. 受講料：1万円、他にテキスト代1260円
4. 定員：50名



公式ホームページ利用ください。 <http://www.tamatoubusanpo.co.jp/>

64号2011年9月

多摩東部地域産業保健センターニュース

多摩東部地域産業保健センター 東京都三鷹市野崎1-7-23 三鷹市医師会内 TEL 0422-47-2155